

令和 7 年 4 月 30 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名 河田 将央 印

令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

議 員

向田 将央

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	58	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	34,880	視察宿泊費(高松市) ほか
研 修 費	39,200	「今こそ憲法改正!!大講演会」参加費 ほか
広 報 費	12,199	ホームページ費用 ほか
広 聴 費	226,731	駐車場代 ほか
要請・陳情活動費	72,479	文部科学副大臣への要望活動 ほか
会 議 費	0	
資料作成費	139,321	ノートパソコン購入代 ほか
資料購入費	50,420	愛媛新聞購読料 ほか
人 件 費	60,000	事務作業人件費 ほか
事務所費	457,626	事務所ストーブ灯油代 ほか
合 計	1,092,856	

3. 残 額 131,202 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
8/21	視察宿泊費(高松市)	13,050 円		1
1/21	視察宿泊費(松江市)	21,830 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		34,880 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和6年 8月 21日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	視察：香川県高松市（高松市議会） 日程 令和6年8月20日～8月21日			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費		円	100 %
	宿 泊 費	13,050	円	100 %
	パ ッ ク 代 金		円	100 %
	そ の 他		円	100 %
	合 計	13,050	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和6年 9月 9日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領 収 証

2024年09月09日

向田 将央 様

金額 ￥ 13,050 ※

お支払い方法(振込)

但し 宿泊代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000001145 予約No. 10966

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号



株式会社 日本交通サービス

代表取締役 光

〒790-0878 松山市勝山町1

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

担当者印



(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 白田 将央 

整理番号	1
日 程	R 6 年 8 月 20 日 (火) ~ R 6 年 8 月 21 日 (水)
目 的	高齢者居場所づくり事業及び高松型地域共生社会構築事業
訪問先	高松市
概 要 所 見	○高松市高齢者居場所づくり事業について 高松市では、高齢者の長寿を祝う敬老祝金支給事業について、限られた財源をより効果が高い事業に活用するため、77歳の方への敬老支給を廃止し、介護予防や健康づくり活動などの拠点づくりにつなげる事業を実施している。 おおみね徒歩圏内に1ヶ所を目安にR5末時点で187ヶ所の高齢者居場所づくりを開設している。(体操・カラオケ・卓球・お茶会) また、活動の拠点を有する団体には助成金(2万~7万/年度)に加え、他にも医師を派遣した健康講座や、民間事業者によるペットシッター保険と介護予防の一体的実施をしている。 これらの活動により、介護保険の新規認定率(認定なしから認定ありになった割合)は、居場所に参加している人は新規認定率が低く(※)介護予防として効果あると考えられる。 ○高松型地域共生社会構築事業について 高松では、住民主体の支え合いサービス実施地区が伸び悩んでいることから、地域福祉ネットワークを活用し、新たな住民主体支え合いサービスの創出を促している。また、合併的孤立の対応について相談員の「たらいまわし」の防止に向けた意識改革。そして対象者ごとのアウトリーチ活動状況を確認し、手帳が滞っているケースなどに入居行政とまるごと福祉相談員で支援検討を行っている。さらに効果的な活動のまとめ、おわりに、高松市のキャッチフレーズに「ほっとけん市民みんがでつくるほっとかんまち高松」を掲げた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和7年 1月 21日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
用 務	視察：島根県松江市（松江市議会） 日程 令和7年1月20日～1月21日		
上記活動に 要した金額	交 通 費	8,930 円	100 %
按 分 率	宿 泊 費	12,900 円	100 %
	パ ッ ク 代 金	円	100 %
	そ の 他	円	100 %
	合 計	21,830 円	100 %
特 記 事 項	交通費は、岡議員がまとめて支払ったものを参加人数(8名)で割って算出したため、領収書の原本は岡議員のファイルにあります。 ○高速道路 14,830 + レンタカー 40,000 円 + ガソリン 16,611 円 = 71,441 円 ÷ 8 名 = 8930.125 = 8,930 円		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和7年 2月 4日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

お勘定書
STATEMENT

2

お名前 向田 将央

様



松江エクセルホテル東急
MATSUE EXCEL HOTEL TOKYU
〒690-0003 島根県松江市朝日町590
TEL: 0852-27-0109 FAX: 0852-25-1327
登録番号: T3011001150664

お部屋番号 519 ご人数 1
ご到着 2025/01/20 ご出発 2025/01/21

Page. 1

日付	部屋番号	ご明細	料金	お支払等	備考
01/20	519	◇ ご宿泊代	12,900		

◇ この請求書を仕入税額控除の確証としてご利用いただけます。
■ 消費税課税対象外

ご利用金額	お支払金額
12,900	12,900

ありがとうございました。またのご利用を心よりお待ちしております。
尚、伝票等につきましては、すでにお渡し済でございますので、再発行は致しかねます。

ご請求金額
0

10%対象 12,900(消費税 1,172)

発行番号 012022207225 J 1 3 22 P 9 30
25/01/20 17:19 506

ご署名

領 収 書

日付 2025年01月20日 012022207225

お名前 向田 将央 様

金額 ¥12,900-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。

松江エクセルホテル東急 〒690-0003 島根県松江市朝日町590 TEL0852-27-0109



担当者



領 収 証

NO. 028618

2025 年 3 月 13 日

岡 根 也

様

領 収 金 額

¥400000

収入印紙

5万円未満：不要
100万円以下：200円
200万円以下：400円
300万円以下：600円
500万円以下：1,000円
1,000万円以下：2,000円

但し、代 (2025年4月締込)

上記金額正に領収いたしました。

平素は格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。

※この領収証は複写でないもの、金額を訂正したもの、担当印のないものは無効です。

入 金 内 訳		金 額
現 金		¥400000
振 込		
クレジットカード		
小 切 手		

※自動車保険料について、保険会社所定の領収証が
お客さまのお手許に届いた際には、この領収証は無効となります。

ネット39愛媛県松山市

〒790-0054
松山市空港通二丁目6-33
代表電話 089-973-3665

担当印



ENEOS

納品書(領収書)

2025年01月21日 13:00

売上

上

様 M

6-830079-00015-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラー

P07

数量 44.41L *

単価 193円

¥8,571

合計

¥8,571

(消費税10%対象)

¥8,571

内消費税等

¥779)

現金でお買上げの場合は領収書に代えて頂きます。

株式会社ウミライ

DDサンライズ松江SS

愛媛県 松江市末次町1

TEL:0852-23-0227

SS-830079

登録番号: T6270001003853

シートNo 4427-01

テ-No3963-3965

2025/01/21

JA SS

領収書

売上

JA全農

JASS-PORT松山東

愛媛県松山市北久米町755-1

TEL:089-970-5755 SS:7200201001

登録番号: T8010005002090

2025/01/22(水)09:03

上

様

72-002-010-000000001-000-00

現金フリー

手

区分 10

No.1791

P-07

レギュラーガソリン

45.68L/リ

¥176.0

¥8040

合計

¥8,040

(内10%消費税等

¥731

10%税込金額

¥8,040)

お預り

¥10,000

お釣り

¥1,960

係員:0001

シートNo.6136 01

ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 松山 料金所(至) 今治湯ノ浦 25年 1月20日10時14分 通行料金 ¥1,490- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-131239 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 東出雲 料金所(至) 米子西 25年 1月21日13時25分 通行料金 ¥680- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-134539 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 三刀屋木次 料金所(至) 斐川本線 25年 1月20日13時38分 通行料金 ¥940- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133938 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 福山西 料金所(至) 尾道本線 25年 1月20日11時38分 通行料金 ¥310- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133334 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 本四高速 本四高速お客さま窓口 078-291-1033 登録番号: T3140001024527 料金所(自) 今治 料金所(至) 向島本線 25年 1月20日11時24分 通行料金 ¥2,950- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-132831 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 米子 料金所(至) 松山 25年 1月21日17時13分 通行料金 ¥6,150- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-135833 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 松山 料金所(至) 今治湯ノ浦 25年 1月20日10時14分 通行料金 ¥1,490- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-131239 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 東出雲 料金所(至) 米子西 25年 1月21日13時25分 通行料金 ¥680- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-134539 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 三刀屋木次 料金所(至) 斐川本線 25年 1月20日13時38分 通行料金 ¥940- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133938 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 福山西 料金所(至) 尾道本線 25年 1月20日11時38分 通行料金 ¥310- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133334 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 本四高速 本四高速お客さま窓口 078-291-1033 登録番号: T3140001024527 料金所(自) 今治 料金所(至) 向島本線 25年 1月20日11時24分 通行料金 ¥2,950- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-132831 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 米子 料金所(至) 松山 25年 1月21日17時13分 通行料金 ¥6,150- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-135833 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

高速代 714,850
 L-7A-K 74,000
 カ-712-K 7,857
 78,090
 7144/A
 + 88 = 7890.125
 = 78930

(様式7)

県外活動
調査研究視察

報告書

議員名 何田将央 

整理番号	2
日程	A7年1月20日(月) ~ A7年1月21日(火)
目的	観光戦略プラン
訪問先	松江市
概要 所見	○なぜ観光戦略プランを作ったのか。 実は松江市は日本に3つしかない「国際文化観光都市」 世界中から来ってもらうためにプランにした。 ○新たな観光財源の検討・導入。 新たな財源については、地域の実情に合わせた制度設計が 可能といったメリットのある法定外目的税の導入について検討が ことし、法定外目的税の中でも、既に複数の自治体で 導入され活用されている「宿泊税」の検討を進めている。 「宿泊税」は、サービスを受ける宿泊客に対して負担を 求めるもので、用途を観光関連事業に限定すること により、負担と受益の明確化を図ることができる。 また、新たな旅行者の誘客や地域での消費を 促進する活動が行えるなど、観光を起点にした 地域活性化のサイクルを築き出すという特徴 がある。 ○その他にも観光推進組織づくり、国内・海外からのアクセス 観光産業の力づくり、観光消費額、外国人宿泊客数 観光業による地域経済の与える効果を学んだ。 今回の視察により松江市の現状と課題が理解でき、同時 にそれは松江市の課題にも当てはまる内容も多く大変勉強

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

になった。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
5/3	「今こそ憲法改正！！大講演会」参加費	1,000 円		3
6/21	研修会費(松山市青少年育成支援委員)	1,500 円		4
7/7	研修会費(松山古事記研究会)	1,000 円		5
2/8	町外研修参加費(古川町史談会)	2,000 円		6
9/30	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分	3,000 円		7
3/31	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分	3,000 円		8
3/31	令和6年度 史談会会費	1,000 円		9
3/31	令和6年度 年会費(道後カローリングクラブ)	2,000 円		10
3/31	令和6年度会費(公益社団法人 松山法人会)	6,000 円		11
3/31	令和6年度会費(愛媛平成市議の会)	3,000 円		12
3/31	令和6年度愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		13
3/31	令和6年度会費(松山間税会)	3,000 円		14
3/31	令和6年正会員会費(愛媛県護国神社英霊顕彰会)	1,500 円		15
3/31	令和6年度会費(松山市明るい社会づくり推進協議会)	10,000 円		16
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		39,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 5月 3日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	「今こそ憲法改正！！大講演会」参加費 支払先：美しい日本の憲法をつくる愛媛県の会		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：椿大神社 椿会館		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 5月 3日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

何田 将央 様

¥1,000-

「今こそ憲法改正!!大講演会」の
参加費として上記正に領収致しました。

令和6年5月3日

美しい日本の憲法をつくる愛媛県人会
松山市居相2-2-1
電話 089-909-7185

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 6月 21日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動 費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	研修会費 支払先：松山市青少年育成支援委員		
金 額	1,500 円	按分率	30 %
特記事項	開催場所：あきじろう		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 6月 21日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

河田 将央 様

¥5,000-

但 研修会費として

2024 年

6月

21日

上記正に領収いたしました

松山市青少年育成支援委員

南Aブロック会計

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 7月 7日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動 費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	研修会費 支払先：松山古事記研究会		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：三津厳島神社		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 7月 7日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和6年7月7日

領 収 証

白田将央 様

1,000 円 也

但し 研修会費 として上記領収いたしました

松山古事記研究会
事務局



支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 2月 8日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	町外研修参加費 支払先：古川町史談会		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：子規記念博物館		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和7年 2月 8日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領收証 白田將次

No.

額金

2000

但所外研修參加費¥12

7年2月8日 上記正に領収いたしました

肉 説

現金

小切手

手形

消費稅額等(%)

收入印紙

古川町史談会

代表者 堀内一甲

GA1814

支出伝票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年3月31日 令和6年9月30日		整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟			
金 額	3,000 円		按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 5月 22日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6年 5月 22日

向 田 将 央 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 11月 22日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6年 //月 22日

向 田 将 央 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 原 俊 司

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日		整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動 費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度 史談会会費 支払先：古川町史談会			
金 額	1,000 円		按分率	50 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 5月 7日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証 白田 将夫 様 No. _____

金額									

内 記 金 額 但 史談会 金 額 12000

6 年 5 月 7 日 上記正に領収いたしました

古川町史談会

消費税額等(%)

収入印紙

代表者 堀内 一甲

古川支店推薦

古川町史談会

設 立

2009 (H21). 7

会員数

28 名

古川町史談会は、松山市古川地区の歴史研究と、急速に変貌しつつある町の姿を記録し、後世に渡す資料として整備しようと、地元有志により設立されました。

「古川」の地名は、一説によると、昔この辺りに伊予川・矢取川など古い川があったためと伝えられています。寛永6年(1630年)頃には「片平村」と呼ばれており、度重なる川の氾濫による肥沃な土地を開墾して出来た農業集落でした。

古川史談会では、多くの人々に地域の歴史に興味を持ってもらおうと、年数回、有識者を招いての歴史講演会や、史跡・文化財を訪ねる研修会を開催しています。また、古川の偉人「今村久兵衛」を顕彰しようと、平成21年に久兵衛の顕彰碑を、平成27年に久兵衛音頭の歌碑建立を町内会に提案し、実現に結び付けました。(久兵衛は片平村の庄屋で、稲に虫が湧き年貢米が収穫できず、やむなく田を焼いた農民達の窮状を代官に訴え、身代わりとなって処刑された人物。)

古川地区は他所からの移住者や若い世代も多いことから、椿中学校の生徒達と共に紙芝居「久兵衛物語」を制作し、集会所や学校で披露して、地域の偉人や遺徳を伝える活動も行っています。

今年度は設立10周年となることから、記念誌「古川史談」第3号を発行し、これまでの活動内容や、近年大きく変化した町の状況、これまで判明している歴史等を掲載して、地域の歴史継承に役立てていきます。



古川史談



第2号 平成28年 3月 発行

古川町史談会

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度 年会費 支払先：道後カローリングクラブ		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特記事項	福祉の場とカローリング愛好者の交流を通じて「介護予防」と「親睦交流」を図り、地域社会面でも身障者から健常者(子供から高齢者)誰でも楽しめるから		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 5月 20日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書

向田 将央 様

金額 2,000 円

(但し 令和6年度 年会費)

令和 6 年 5 月 20 日

道後カローリングクラブ

会長 栗田 彰子 

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日		整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度会費 支払先：公益社団法人 松山法人会			
金 額	6,000 円		按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 6月 27日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

会費納入通知書

令和6年度会費

スマートフォンID: [REDACTED]

スマートフォン初回PW: [REDACTED]

金額
¥6,000

を次により振替させていただきます。

所在地・事業所名

〒790-0943
松山市古川南3-26-30

向田 将央 様



※自動振替

- 金融機関 [REDACTED]
- 支店等
- 口座番号
- 口座名義 ムコウダ マサヒロ
- 振替日 2024/06/27

公益社団法人

松山法人会

TEL933-5596

※納入方法は 自動振替 となります。

※この通知書は、融資制度『コロナポレッションローン』及び『インターネットバンキング特別引制度』のお申し込みの際に金融機関が確認する当該年度の法人会会員確認書として使用できます。

※『法人会・税理士会コロナポレッションローン』以外の融資制度では使用できません。



法人会とは 情報公開 入会のご案内 法人会のメリット スケジュール 広報誌 青年部会 女性部会 リンク

公益社団法人 松山法人会

TOP

法人会とは

情報公開

入会のご案内

法人会のメリット

スケジュール

広報誌

青年部会

女性部会

リンク

セミナー

D検索

法人会とは

法人会とは

60年を超える歴史を有し、75万社が加入する団体です！ 昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法院等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会！

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合(略称:全法連)でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げます。

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開！

法人会は、単位法人会(単位会)、県連合会(県連)、全国法人会総連合(全法連)の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

税制改正要望・・・

中小企業の為の「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています。

租税教室・・・

法人会とは

組織図

法人会の税制提言・

経営者の声

法人会アンケート調査システム

全国の法人会の活動紹介
法人会「リレーニュース」企業の財務コンプライアンス
向上のために
自主点検チェックシート事業承継税制
特例措置のポイント40th Business Guard
ビジネスガード40周年記念サイトはこちら福利厚生制度のご案内
大同生命 AIG損保 アフラック紹介準備
こちらから②
法人会って
どんな団体？

/ 全法連 動画チャンネル

次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

特に青年部会の主催する租税教室は、小学生に税金の大切さを伝え、様々な業種の方々が働くことの夢を語ったり、就職を控えた学生向けに、これから納めることになる税金とその用途を伝え、経営者と年齢に近い社会人との交流を行うなどして、多彩な活動をしています。

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

平成21年1月30日

社団法人松山法人会

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号。以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。)第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。)第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。)第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。)第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第84号)第8条及び附則第3条の諸規定(以下「密接関係法令」という。)に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

個人情報の取り扱いに関する方針

(公社)松山法人会は…

- ①個人情報の保護に関する法令等を遵守します
- ②必要な個人情報は適正な手段で入手します
- ③個人情報の利用目的を通知または公表します
- ④個人情報を目的外に利用しません
- ⑤個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません
- ⑥個人情報の正確性を保ち安全に管理します
- ⑦個人情報の開示請求等に適正に対応します
- ⑧個人情報にかかる苦情処理に適切に取り組みます

個人情報の取り扱いについて

松山法人会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、有料図書の郵送、並びに福利厚生員からの福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、会員名簿を発行することがございます。同意いただけない場合は、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡がない場合は同意いただいたものと認めます。

お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

公益社団法人松山法人会 個人情報取り扱い係

松山市大手町2-5-7 商工会館2F

TEL089-941-7711 FAX089-947-4251

年賀状などの廃止について

甚だ勝手なことではございますが、当会では全ての関係機関・会員様への年賀状等を控えさせていただくことになりました。何卒ご理解を賜りたく、ここにお知らせ申し上げます。

今後も、みなさまの益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、変わらぬおつきあいのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

//

11

**税に強い経営者が
次世代を支える!**



**国税庁からの
お知らせ**



公益社団法人 松山法人会

790-0087 松山市大手町2丁目5番地7
愛媛中小企業指導センター内

☎ 電話でお問い合わせの方

089-933-5596

✉ メールでお問い合わせの方

📧 お問い合わせ

公益社団法人 松山法人会

790-0087 松山市大手町2丁目5番地7

愛媛中小企業指導センター内

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日		整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度年会費 支払先：愛媛平成市議の会			
金 額	3,000 円		按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 7月 2日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 領収書 向田 将央 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費として 2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 山内孝二 西条市樋之口238-5 事務局				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

12

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ① 平成以降の選挙で選出された市議会議員
- ② 新規加入については、各市会員の推薦を必要とする。
- ③ 退会者は任意に退会できる。但し、各市の常任幹事を経て会長に届けるものとする。

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

- 会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・監査2名とする。
- なお本会には顧問を置くことができる。
- 2 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。
 - 4 監査は、業務及び財産の状況を監査する。
 - 5 役員の任期は1年(事業年度)とする。但し、再任は妨げない。

第5条(運営)

おおむね年2回の研修会を開催するほか、
第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(総会)

本会の総会は会員を持って構成する。年に1回開催し、重要事項について決定することとし、円滑な業務遂行に努めるものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業の変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任又は解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
但し、委任状の提出を以て出席と見なすことが出来る。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条(常任幹事会)

常任幹事は、必要に応じ会長がこれを召集し開催するものとする。

2 常任幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び
その他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

3 常任幹事会は過半数の出席を必要とし、
議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第8条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

2 会費は、入会費 2,000 円、年会費 3,000 円とする。

3 9月以降に入会する場合、当該年度の年会費は 1,500 円とする。

第9条(会計)

この会の会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第10条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

2 事務局は、会計及び会議の企画、議事録の作成を行う。

第11条

その他この会の運営に関して必要な事項は常任幹事会で定める。

第12条(変更)

この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

平成 年 月 日 制定
平成17年11月7日一部改正
平成30年6月10日一部改正
令和2年5月18日一部改正

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日	整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度愛媛拉致議連・市町議会議員会費 支払先：愛媛拉致議連		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 8月 30日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

松山市議会議員

向 田 将 央 様

令和6年8月30日

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日 .		整理番号	14
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度会費 支払先：松山間税会			
金 額	3,000 円		按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 11月 18日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

会費についてお願い

謹啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素より当会の運営につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 さて、本年度会費をお払込み頂きたく存じますので、最寄の伊予銀行本店、支店へお払込み方についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。



松 山 間 税 会

この領収書は本会の領収書に相当します。再発行致しません。

納入通知書兼領収書			
納 入 者 〒790-0943 松山市古川南 3-26-30 向田 将央 様		388	
松	山	間	税 会
6 年度会費 収 納 印		3,000 円	
内	6	令和 6. 11. 18 日	受入
備考			
訳			

入会ご案内

会員の資格

- 消費税納税者ならびに本会の趣旨に賛同していただける方は会員となります。法人・個人は問いません！
- 会員は、本会事業を通じて便宜を受けることができます。
- 会員は、各税務署単位間税会の総会の決議で定められた会費を納入していただきます。

会費について

1年間 3,000円

- 入会金は不要です。
- 全額必要経費となります。
- 当会の会計期間は8月1日～7月31日です。

間税会申込書
ダウンロード (PDF)

※記入のうえ、事務局までお渡しください

お問い合わせ

松山間税会事務局

〒790-0067

愛媛県松山市大手町2-5-7

松山商工会館 2階

愛媛中小企業指導センター内

TEL : 089-941-7711 / FAX : 089-947-4251

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日	整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年正会員会費 支払先：愛媛県護国神社英霊顕彰会		
金 額	1,500 円	按分率	50 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 11月 18日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

預金払戻請求書
預金口座振替
による振込受付書（兼振込手数料受取書）

お振込指定日				
--------	--	--	--	--

税率(一%)税額(一円)

当行をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

株式会社 愛媛銀行
登録番号 T2-5000-0100-0005



振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送付します。
振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがあっても、当行は責任を負いません。

松山市古川南3丁目26-30
ご連絡先 お電話 090-7514-7356
午後2時以降の振込のご依頼につきましては、
翌営業日の振込となります場合がございます。
確認しました



愛媛縣護國神社

歴史と山門

境内案内

トピックス

お知らせ

お問い合わせ

お問い合わせ

トップ > 祈念史料室みゆき

愛媛縣護國神社英霊顕彰会 祈念史料室みゆき

開催時間

9:00～16:00

はじめに

愛媛縣護國神社

当社は、明治32年（1899）、私祭地神社として現在の松山赤松町赤松に創立、大正2年（1913）新立町の多賀神社境内に愛媛縣護國神社として移遷、昭和14年（1939）に歴史ある御幸の地に、愛媛縣護國神社と改称して創建された。

戦後、一時期御幸神社と称していたが、昭和27年（1952）に復称した。

開宗、正月三日日には県下一のご参拝を賜うなど、県民の心のよりどころとして鎮座しています。

愛媛縣護國神社の戦後

御幸神社は、戊辰戦争から大東亞戦争までの数多の戦役・戦役で、国威に輝かれた愛媛県出身の戦死者の霊を祀り、社会公共の基に尽力し、郷土の歴史文化に貢献された功労者、並びに消防・警察・自衛隊の公務殉職者を奉祀しています。

祈念史料室みゆき

この祈念史料室みゆきは、戦後七十年記念事業の一つとして御幸神社の中に創設されました。国のために戦った英霊の遺品や遺書、手紙などを集めて、御幸神社を愛する、平和と命の尊さを学ぶために、愛媛縣護國神社英霊顕彰会等のご協力により開設しました。

平成30年3月吉日
愛媛縣護國神社英霊顕彰会
会長 岡谷 啓嗣

展示内容

時代の流れと当時の資料をご覧ください。

1. 国粋社会の中での近代国家・日本の形成
2. 大正・昭和の世相と戦時体制・支那事変
3. 大東亞戦争（太平洋戦争）・第二次世界大戦
4. 戦後の戦後復興の道程
5. 戦後の復興・出身者の活躍と戦後
6. 戦後復興下の空襲と戦後復興
7. 戦後復興を遂げる戦時体制と戦後に生きてきた人々

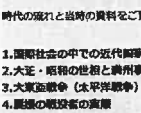
スクリーン

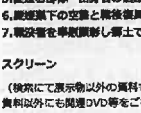
（映像にて展示物以外の資料もご覧いただけます。）

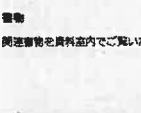
資料以外にも関連DVD等をご提供いたします。

書物

関連資料を資料室内でご覧いただけます。







〒790-0811 愛媛県松山市大正町1-1-1 電話 0931-921-2153

Copyright © 2016 G-MAX55 G-Max55 All Rights Reserved

[トップ](#)
[歴史と山門](#)
[境内案内](#)
[トピックス](#)
[お知らせ](#)
[お問い合わせ](#)

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日	整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度会費 支払先：松山市明るい社会づくり推進協議会		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和7年 1月 13日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

向田 様

No. _____

★

¥10000-

但 金 額 七 千 七 百 九 十 八 十 一 円

日 上 記 正 に 領 収 いた した

〒790-8011
松山市吉原3丁目10-37
松山市明るい社会づくり推進協議会

TEL (089) 921-0480

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動

定 款

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動 定款**第1章 総則**

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人明るい社会づくり運動と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は感謝・協調・奉仕の精神を基盤にして、あらゆる人々の思いやりの心（善意）を呼び起こし、助け合い、補い合い、手を携えて、平和で生きがいのある健全な社会の実現に貢献する「明るい社会づくり運動」を推進すると共に、この運動の理念と精神を、永年に亘って、地域から世界に向けて発信し普及させ、もって、地域、社会、国家、世界の平和の実現に寄与していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 平和の推進を図る活動
- (4) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う諸団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 明るい社会づくり運動を推進するための人材の養成
- (2) 明るい社会づくりの精神を啓発・普及するための情報の収集と提供
- (3) 明るい社会づくりの精神を啓発・普及するためのセミナー・シンポジウム・講演会・大会の開催
- (4) 明るい社会づくり運動に関する調査・研究の推進
- (5) 明るい社会をつくるために活動している国内外の諸団体との交流・協力活動の推進
- (6) 明るい社会づくりを推進するための自治体、政府、国際機関等への政策提言

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 10人以上20人以内

(2) 監 事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長及び常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 常務理事は、この法人の常務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、特段の事情がない限り、3期6年を超えて再任することはできない。

2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。但し、この期間は前項但書きの場合にはこれを算入しない。

3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員の報酬等)

第19条 役員は無給とする。但し、特段の事情がある場合には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、常勤の役員に限って、報酬を支給することができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別にこれを定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散及び合併
- (4) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 会費の額
- (7) 解散時の残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法又はファクシミリにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から理事長が指名する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、前2条、次条第1項及び第49条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法又はファクシミリによる表決者

又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法又はファクシミリにより招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法又はファクシミリにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）運営会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定
- （6）所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 諮問機関

（会長・顧問・相談役）

第54条 この法人に、会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 会長、顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 会長、顧問及び相談役は、この法人の運営について、理事長の諮問に応じて意見を述べる。

第10章 事務局

（事務局の設置）

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、この法人が成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の組織、機関並びにそれら相互の関係を簡略に図示するために、この定款に「特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動」組織図を添付する。
- 3 第13条第1項、第2項、第20条第2項、第3項、第45条第1項但書、第24条第4項から第6項まで、第29条第3項、第30条第3項及び第31条(第60条第3項但書から第4項までが準用される場合)の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事、監事、評議員、運営委員長、事務局長(拠点運営委員会の事務局長、都道府県運営委員会の事務局長を含む)は別表の通りとする。
- 4 この法人の設立当初の役員、評議員及び運営委員の任期は、第16条第1項本文、第23条、第24条第8項の規定に拘らず、成立の日から平成14年6月30日までとする。なお、第16条第2項但書の適用について、この間の任期はこれに算入される。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第71条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の賛助会費は、第6条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、以下の通りとする。
 - (1) 個人賛助会員 5,000 円(一口/年)
 - (2) 団体賛助会員 10,000 円(一口/年)

- 7 この法人の設立により、「明るい社会づくり運動全国協議会」の一切の財産及び「明るい社会づくり運動準備財団」の賛助会員及び一切の財産は、この法人が継承する。
- 8 「明るい社会づくり運動 準備財団」において個人賛助会員又は団体賛助会員若しくは協議会賛助会員として登録された者は、この法人が成立の日から、平成 13 年 6 月 30 日まで、それぞれこの法人の個人賛助会員、団体賛助会員としての資格を有するものとする。
- 9 本法人の賛助会員の募集は第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 13 年 1 月 1 日より開始することとし、平成 13 年 3 月 31 日までに個人賛助会員及び団体賛助会員として申し込みを行った者は、この法人の成立の日より平成 14 年 6 月 30 日まで、それぞれこの法人の個人賛助会員、団体賛助会員としての資格を有するものとする。
- 10 この法人の設立当初の事業年度は、第 76 条の規定にかかわらず成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則 2

- 1 この改正された定款は平成 13 年 7 月 1 日より施行する。
- 1 この改正された定款は平成 16 年 7 月 1 日より施行する。
- 1 この改正された定款は、東京都より認証を受けた平成 19 年 3 月 12 日より施行する。
- 1 この改正された定款は、東京都より認証を受けた令和元年 9 月 20 日より施行する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
12/31	ホームページ費用JPTドメイン利用料(R6 4-12月)	3,401 円		17
3/31	ホームページ費用JPTドメイン利用料(R7 1-3月)	1,131 円		18
12/31	レンタルサーバ利用料(R6 4-12月)	4,342 円		19
3/31	レンタルサーバ利用料(R7 1-3月)	1,785 円		20
3/31	SSL ドメイン認証	1,540 円		21
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		12,199 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6 年 12 月 31 日	整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用 JPドメインサービス利用料(1年更新):R6.4月～12月 支払先:さくらインターネット株式会社		
金 額	3,401 円	按分率	100 %
特 記 事 項	4,532 円-1,131 円(前年1-3月) = 3,401 円 ※領収書の原本は令和5年度ファイル		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 5 年 11 月 13 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

登録番号: T3120001079845 3019.4 - 1/1ページ
SEQ: 07706

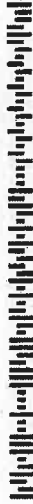
SAKURA internet

790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号

さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1-12-12
東京建物梅田ビル11F
https://www.sakura.ad.jp/

向田 まさひろ 様

SEQ: 07706



御 請 求 書

2023年11月10日発行
請求書番号: 30198584
会員ID: [REDACTED]

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額

¥4,532

お支払期限: 2023年11月30日

サービスコード 取引年月日	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392078 2024/01/01-2024/12/31	JPドメイン (ne) サービス利用料 (2024/01/01-2024/12/31) [mukoudamasahiro.jp]	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
113501739391 2023/11/10-2023/11/10	請求書発行手数料	随時請求	550	1	550	税込み

お振込先

普通預金 [REDACTED]
口座名義 さくらインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計: 4,532 内消費税: 412
(10%対象: 4,532 内消費税: 412)

繰越額: 0
合 計: 4,532

払込受領書
(コンピュータシステム専用)

払込人氏名
向田 まさひろ 様

お客様コード

金額

4,532円

内消費税: 412円

受取人

さくらインター
ネット株式会社

受領印

金額訂正された払込
票は、コンピュータ
システムではお取扱い
できません。
取入目録
(コンピュータシステム専用)

発行日
23.11.13

代行会社株式会社アプラス
お客様宛

※裏面を必ずご確認の上、お支払ください。

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年 3月 31日	整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用JPTメンバーズ利用料 (R7-1月～3月) 支払先: さくらインターネット株式会社		
金 額	1,131 円	按分率	100 %
特記事項	4532円×1/12=377円/月 377円×3か月(1～3月)=1131円		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 11月 15日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

登録番号：T3120001079845 3268.008 - 1/1ページ

SEQ：06998

SAKURA internet

790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号

さくらインターネット株式会社
〒530-0011
大阪市北区大深町6番38号
グラングリーン大阪 北館 JAM BASE 3階
<https://www.sakura.ad.jp/>

SEQ：06998

向田 まさひろ 様



御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2024年11月10日発行

請求書番号：32685038

会員ID：[REDACTED]

御請求金額

¥4,532

お支払期限：2024年11月30日

サービスコード 取引年月日	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392078 2025/01/01-2025/01/01	JPドメイン (ne) サービス利用料 (2025/01/01-2025/12/31) [mukoudamasahiro.jp]	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
113602142128 2024/11/10-2024/11/10	請求書発行手数料	随時請求	550	1	550	税込み

小計： 4,532 内消費税： 412
(10%対象) 4,532 内消費税： 412

繰越額： 0
合 計： 4,532

お振込先

普通預金 [REDACTED]
口座名義 さくらインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

払込要領書

向田 まさひろ 様

4,532円

内消費税： 412円

さくらインターネット株式会社



代金支払済と見做す
お振込先

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6 年 12 月 31 日	整理番号	19
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	インターネット標準サービス利用料(1年更新):R6.4月～12月 支払先:さくらインターネット株式会社		
金 額	4,342 円	按分率	100 %
特 記 事 項	5,788 円-1,446(前年1-3月) = 4,342 円 ※領収書の原本は令和5年度ファイル		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 5 年 12 月 15 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

登録番号：T3120001079845 30442、 1/1ページ
SEQ : 07490

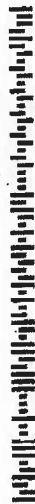
SAKURA internet

790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号

さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1-12-12
東京建物梅田ビル11F
https://www.sakura.ad.jp/

向田 まさひろ 様

SEQ : 07490



御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2023年12月10日発行

請求書番号：30442937

会員ID：[REDACTED]

御請求金額

¥5,788

お支払期限： 2023年12月31日

サービスコード 取引年月日	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050 2024/01/01-2024/12/31	さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料 (2024/01/01-2024/12/31) [mukoudamasahiro.sakura.n e.jp]	12ヶ月一括	5,238	1	5,238	税込み
113501940541 2023/12/10-2023/12/10	請求書発行手数料	随時請求	550	1	550	税込み

お振込先

口座名義 さくらインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計： 5,788 内消費税： 526
(10%対象： 5,788 内消費税： 526)

繰越額： 0
合 計： 5,788

払込受領書

コンビニエンスストアで支払用

私達人氏名
向田 まさひろ 様

お客様コード

金額

5,788円

内消費税： 526円

受取人

さくらインター
ネット株式会社

受領印

金額印をされた私達
等は、コンビニエンス
ストアではお取換でき
ません。

個人印紙

印紙を貼る場合は、

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

金額印を貼る前に

※裏面を必ずご確認の上、お支払ください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7 年 3 月 31 日	整理番号	20
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	<u>広報費</u> 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	レンタルサーバスタンダードサービス利用料(1年更新):R7.1月～3月 支払先:さくらインターネット株式会社		
金 額	1,785 円	按分率	100 %
特 記 事 項	7,150 円×1/12÷ 595 円 595 円×3 ヶ月(1～3 月)=1,785 円		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 6 年 12 月 12 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

登録番号 : T3120001079845

3

773 - 1/1ページ

SEQ : 10171

SAKURA internet



さくらインターネット株式会社

〒530-0011

大阪市北区大深町6番38号

グランブリーニング大阪 北館 JAM BASE 3階

<https://www.sakura.ad.jp/>

SEQ : 10171



向田 まさひろ 様

790-0941

愛媛県松山市古川南三丁目26番30号

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2024年12月10日発行

請求書番号 : 32928773

会員ID : [REDACTED]

御請求金額

¥7,150

お支払期限 : 2024年12月31日

サービスコード 取引年月日	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050 2025/01/01-2025/12/31	さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料 (2025/01/01-2025/12/31)	12ヶ月一括	6,600	1	6,600	税込
113602360959 2024/12/10-2024/12/10	請求書発行手数料	随時請求	550	1	550	税込

お振込先

普通預金

口座名義 さくらインターネット株式会社

※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 : 7,150 内消費税 : 650
(10%対象 : 7,150 内消費税 : 650)

繰越額 : 0

合 計 : 7,150

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

払込受領書

向田 まさひろ 様

お振込先

7,150円

内消費税 : 650円

さくらインター
ネット株式会社

(印) さくらインターネット株式会社 お客様課

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7 年 3 月 31 日	整理番号	21
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	SSL JPRS ドメイン認証 RS(1 年):R6.4 月～R7.3 月 支払先: さくらインターネット株式会社		
金 額	1,540 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6 年 4 月 17 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

登録番号 : T3120001079845 31436001 - 1/1ページ
SEQ : 00021

SAKURA internet

790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号

さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1-12-12
東京建物梅田ビル11F
https://www.sakura.ad.jp/

向田 まさひろ 様

SEQ : 00021



御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2024年04月10日発行
請求書番号 : 31436681
会員ID :

御請求金額 ¥1,540

お支払期限 : 2024年04月24日

サービスコード 取引年月日	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113600703903 2024/04/10-2024/04/10	SSL JPRS ドメイン認証型 RS (1年) [mukoudamasahira.jp]	随時請求	990	1	990	税込み
113600703904 2024/04/10-2024/04/10	請求書発行手数料	随時請求	550	1	550	税込み
お振込先		小計 :	1,540	内消費税 :	140	
普通預金		(10%対象) :	1,540	内消費税 :	140	
口座名義 さくらインターネット株式会社		繰越額 :			0	
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。		合 計 :			1,540	

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

私込受領書

向田 まさひろ 様

1,540円
内消費税 : 140円

さくらインターネット株式会社

2024.4.10
2024.4.24

ローソン松山
吉成丁店